

社会福祉法人 麗 峰 会

特別養護老人ホーム沖縄一条園 運営規程
(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホーム沖縄一条園 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人麗峰会（以下「本法人」という。）が開設する特別養護老人ホーム沖縄一条園（以下「施設」という。）において行う指定介護老人福祉施設サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、生活相談員、介護職員又は看護婦・看護師・准看護婦・准看護師等の看護職員、機能訓練指導員、栄養士、調理員その他の従事者（以下「施設従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設従事者は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設従事者は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設従事者は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、居宅介護支援事業者等、居宅サービス事業者等、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称：特別養護老人ホーム沖縄一条園（介護老人福祉施設沖縄一条園）
- (2) 所在地：沖縄県沖縄市与儀3丁目5番10号
- (3) 定員：100名

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、職員数は併設の沖縄一条園短期入所生活介護事業所との合計数とする。

(1) 管理者（施設長）

ア 管理者1名

本法人理事長の命を受け、施設従事者の管理・指揮命令、入居の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、職員の資質向上のために、採用時及び定期的研修を確保するとともに、職員の清潔保持・健康状態についての必要な処置を行う。

(2) 施設従事者

ア 医師0.1名（嘱託の非常勤で、週2回2時間程度）

入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

イ 介護課長1名

管理者を補佐するとともに、管理者の命を受け、施設全体的な管理を行う。

ウ 生活相談員2名以上

入居者の生活相談、処遇の企画や実施等を中心とした介護老人福祉施設サービスの業務にあたるとともに、施設に対する介護老人福祉施設入居の申し込みに係る調整を行う。

エ 介護支援専門員2名以上

他の施設従事者と協力して、入居者の施設サービス計画の作成等を行う。

オ 介護職員40名以上

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を中心とした介護老人福祉施設サービスの業務にあたる。

カ 看護職員5名以上

利用者の保健衛生並びに看護業務を中心とした介護老人福祉施設サービスの業務にあたるとともに、職員の保健衛生等に関する業務を行う。

キ 機能訓練指導員1名以上

機能訓練等に関する業務を中心とした介護老人福祉施設サービスの業務にあたる。

ク 栄養士（または管理栄養士）1名以上

入居者の栄養管理を行う。

- ケ 調理員8名以上
入居者の給食に関する業務を行う。
- コ 事務員4名以上
必要な事務を行う。

(介護老人福祉施設サービスの内容、形態及び提供方針等)

- 第5条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供するものとする。
- 2 施設は、入居者について、その方の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その方の心身の状況等に応じて、その方の処遇を妥当適切に行うものとする。
 - 3 指定介護老人福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - 4 施設従事者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はそのご家族に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 - 6 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
 - 7 施設は、自らその提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
 - 8 介護等に当たっては、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとし、以下の各号に基づきサービスを提供するものとする。
 - (1) 一週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭を行う。
 - (2) 入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - (3) おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつは、適切に取り替える。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、入居者に対し、離床、着替え、整容等の必要な介護を適切に行う。
 - (5) 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に行い、できるだけ離床を促し食堂にて提供するなど自立の支援に配慮する。
 - (6) 常に入居者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はそのご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - (7) 教養娯楽設備等の活用により、入居者が楽しい充実した日常生活を送る上で、入居者それぞれがご希望されるレクリエーション行事等を行う。
 - (8) 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その方又はそのご家族において行うことが困難である場合は、その方の同意を得て、代わって行う。
 - (9) 常に入居者のご家族との連携を図るとともに、入居者とそのご家族との交流の機会を確保するよう努める。
 - (10) 入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を必要に応じて行う。
 - (11) 医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

(介護老人福祉施設の入居及び退去)

- 第6条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はそのご家族に対し、本規程の概要、施設従事者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。
- 2 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その方の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
 - 3 指定介護老人福祉施設サービスの提供をご希望される方は、第1項の同意に基づき、別紙様式1による介護老人福祉施設入居申込書を管理者あて提出するものとする。
 - 4 管理者は、介護老人福祉施設入所申込書を受領後、速やかに入居の要否を決定し、本人又は家族へ連絡するものとする。但し、緊急を要する場合等にあると管理者が認められた者については、入居開始後に申込書を提出しても差し支えないものとする。
 - 5 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まないものとするが、入居申込者が入院治療を必要とする場合や入居定員等により、入居申込者に対し自ら適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該入居申込者に係る居宅介護支援事業

者への連絡、適切な病院若しくは診療所又は他の介護保険施設等の紹介その他の適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 6 要介護認定の申請が行われていない又は有効期間が終了している等の場合は、当該入居申込者の意向を踏まえて、居宅介護支援事業者等との連携を図り、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 7 入居者の事情等により償還払いでの入居となる場合は、その旨説明するとともに、指定介護老人福祉施設サービスの提供を法定受領サービスとして受けるために必要な届出等についての助言・援助を行うものとする。
- 8 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 9 施設は、入居者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その方が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを施設従事者で協議し、検討するものとする。
- 10 施設は、前項により居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その方及びそのご家族の希望、その方が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、その方の円滑な退去のための必要な援助を行うものとする。
- 11 施設は、入居者の退去に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 12 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに施設の種別及び名称を、退去に際しては、退去の年月日を、当該入退去者の被保険者証に記載するものとする。

(施設の利用率等及び支払いの方法)

- 第7条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の介護報酬に係る利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る利用料は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とするが、入居者の事情等に応じて別途金額を定める場合は、厚生労働大臣が定める基準の額と不合理な差額が生じないように留意するものとする。又、当該入居が償還払いによる入居である場合は、施設は、提供した介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。
 - 3 前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができるものとする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
 - (1) 食費(食材料費+調理に係る費用)として、1日1,445円。
(食費内訳:朝食400円、昼食545円、夕食500円)
 - (2) 居住費として、1日915円。
 - (3) 入居者が選定する特別な飲食物の提供を行ったことに伴い要した費用の実費。
 - (4) 貴重品等の管理にかかる費用。(当面の間は、無料とする。)
 - (5) 入居者が選定するレクリエーション、クラブ活動等における材料代等の実費。
 - (6) 施設が必要に応じて入居者等に提供するものを除いた複写物であって、入居者等が希望する場合の複写物についての費用として、複写物1枚につき白黒10円、カラー100円。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。
 - ① その他の日常生活品費(入居者個人又はその家族等の選択により利用される個人用の日用品として1日50円。但し、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないものに限る)
 - ② その他保険給付の対象となっていない入居者個人又はその家族等の希望によるサービスに係る実費。
 - 4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族の同意を得るものとし、第1項及び第2項については、入居者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入居者又はそのご家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。
 - 5 指定介護老人福祉施設の入居者等は、本法人の定める期日までに、利用料等を現金又は金融機関口座振込又は郵便振替等により納付するものとする。

(利用にあたっての留意事項)

- 第8条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

- 2 施設内に許可無く出入りをしない。
- 3 施設内に許可無く飲食物を持ち込み、飲食をしない。
- 4 外出などする際は、事前に施設の許可を得、無断で施設を離れないようにする。
- 5 機能訓練を行う場合は職員の指示・指導に従って行うように心がける。
- 6 入居者の面会を行う際は、事前に面会予約し、職員の指示に従う。
- 7 災害時の避難や施設の運営等に出来る限り積極的に協力するよう心がける。

(事故発生時の対応)

第9条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議することとする。

- 2 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により、賠償すべき事故等が発生した場合には、できるだけ速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、施設及び施設従事者等の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等と交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 当園では、身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会は、職員への研修の内容、身体的拘束等排除及び虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会は、場合により、他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施することもある。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束)

第12条 本事業の提供において、常に入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束しないケアを実施する。

- 2 本人又は他の入居者の生命・身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(緊急時等における対応方法)

第13条 施設従事者等は、指定介護老人福祉施設サービスを実施中に、入居者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設サービスの実施中に天災その他の災害が発生した場合、施設従事者等は本法人防火管理規程に基づき入居者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。
- 3 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び施設従事者等の健康管理等)

第14条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、**感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めるとも**

に、管理者は施設従事者に対し、年1回以上（夜勤に従事する者については年2回以上）の健康診断を受診させるものとする。

（入居者の入院期間中の取扱）

第15条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3カ月以内に退院することが明かに見込まれるときは、その方及びそのご家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができるようにするものとする。

（秘密保持等）

第16条 施設従事者は、業務上知り得た入居者又はそのご家族の秘密を保持する。但し、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に当該入居者の心身等の情報を提供するものとする。又、サービス担当者会議など、他の介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、入居者又はそのご家族等の個人情報を用いることができるものとする。

2 施設は、施設従事者であった者に、業務上知り得た入居者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容に付するものとする。

（施設サービス計画書の作成等）

第17条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明かにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するよう努めるものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びそのご家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の施設従事者と協議の上、指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得るものとする。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の施設従事者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第18条 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか必要な措置を講じるものとする。

（地域等との連携）

第19条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図るものとする。

（事業継続計画）

第20条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、入居者が出来る限り継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（その他）

第21条 施設は、施設の見やすい場所に、本規程の概要その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 施設は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、施設サービス計画等その他の指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長が理事会に諮り定める。

附則 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
令和 3年 8月 1日 改訂
令和 6年 3月 1日 改訂
令和 6年 8月 1日 改訂